

島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年12月21日 島根県条例第71号〕</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>第6章 <u>雑則（第55条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>(1) 医師及び薬剤師 _____ それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（従業員の員数）</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(6) [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) [略]

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) [略]

4・5 [略]

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場

(5) [略]

2 [略]

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) [略]

[新設]

(6) [略]

4・5 [略]

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場

合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事
することができるものとする。

9・10 〔略〕

第4条～第15条 〔略〕

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 〔略〕

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委
員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下
「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこ
とができるものとする。)を3月に1回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職員その他の
従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 〔略〕

7 〔略〕

(施設サービス計画の作成)

第17条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議
(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供
に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」
という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を
活用して行うことができるものとする。ただし、入院
患者又はその家族(以下この項において「入院患者
等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電
話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得な
なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担
当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の
原案の内容について、担当者から、専門的な見地から
の意見を求めるものとする。

7～12 〔略〕

第18条・第19条 〔略〕

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄

合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事
することができるものとする。

9・10 〔略〕

第4条～第15条 〔略〕

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化
を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
い。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委
員会_____を3月に1回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職員その他の
従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 〔略〕

7 〔略〕

(施設サービス計画の作成)

第17条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議
(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供
に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」
という。)を招集して行う会議_____を
いう。以下同じ。)の開催、担
当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の
原案の内容について、担当者から、専門的な見地から
の意見を求めるものとする。

7～12 〔略〕

第18条・第19条 〔略〕

〔新設〕

養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第20条～第26条 [略]

(運営規程)

第27条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第28条 [略]

2 [略]

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常

[新設]

第20条～第26条 [略]

(運営規程)

第27条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)～(6) [略]

[新設]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第28条 [略]

2 [略]

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

[新設]

[新設]

災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」をいう。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条 〔略〕

（非常災害対策）

第30条 〔略〕

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第31条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 〔略〕

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

(4) 〔略〕

第32条 〔略〕

第29条 〔略〕

（非常災害対策）

第30条 〔略〕

〔新設〕

（衛生管理等）

第31条 〔略〕

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 〔略〕

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____ を定期的の実施すること。

(4) 〔略〕

第32条 〔略〕

(掲示)

第33条 [略]

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条～第37条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条～第41条 [略]

(掲示)

第33条 [略]

[新設]

第34条～第37条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会 _____ 及び _____ 従業員に対する研修を定期的に行うこと。

[新設]

2～4 [略]

[新設]

第39条～第41条 [略]

(基本方針)

第42条 [略]

2 [略]

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の
人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備
を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する
等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療
養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条
の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要
な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ
ばならない。

(構造設備)

第43条 [略]

2 [略]

(1) ユニット

ア 病室

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するもの
とし、当該ユニットの共同生活室に近接して一
体的に設けること。ただし、1のユニット
の入院患者の定員は、原則としておおむね10
人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル
以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合
にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

3～5 [略]

第44条 [略]

(基本方針)

第42条 [略]

2 [略]

[新設]

[新設]

(構造設備)

第43条 [略]

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニッ
ト、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準
を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものと
し、当該ユニットの共同生活室に近接して一
体的に設けること。ただし、1のユニットの入院
患者の定員は、おおむね10人以下としなければ
ならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満た
すこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただ
し、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方
メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したもの
については、入院患者同士の視線の遮断の確保
を前提にした上で、病室を隔てる壁につい
て、天井との間に一定の隙間が生じていても
差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

3～5 [略]

第44条 [略]

2 〔略〕

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 〔略〕

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 〔略〕

イ～エ 〔略〕

(2)～(4) 〔略〕

3～5 〔略〕

第45条 〔略〕

2 〔略〕

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 〔略〕

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 〔略〕

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 〔略〕

イ～エ 〔略〕

(2)～(4) 〔略〕

3～5 〔略〕

第45条 〔略〕

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 〔略〕

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平

<p>(エ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>第48条～第50条 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな</p>	<p><u>方メートル以上を標準とすること。</u></p> <p><u>b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>第48条～第50条 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな</p>
--	--

なければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条 〔略〕

（準用）

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条の3まで、第23条から第26条まで、第28条の2及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第40条第2項第4号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と、第26条第3号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第54条において準用する第36条第2項」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第54条において準用する第38条第3項」と、第40条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例

なければならない。_____

〔新設〕

第53条 〔略〕

（準用）

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第19条_____まで、第23条から第26条まで_____及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第26条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第40条第2項第4号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する第23条」と、第26条第3号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第54条において準用する第36条第2項」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第54条において準用する第38条第3項」と、第40条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1～9 〔略〕

10 〔略〕

(1) 医師及び薬剤師 _____ それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) 〔略〕

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) 〔略〕

11～13 〔略〕

附 則

1～9 〔略〕

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和6年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) 〔略〕

〔新設〕

(6) 〔略〕

11～13 〔略〕